

令和4年4月15日

事業主・ご担当者 殿

パッケージ工業健康保険組合
(公 印 省 略)

ATM・インターネットバンキングを利用した 保険料の納付について

陽春の候、貴事業所におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当組合の事業運営につきましては格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて毎月15日ごろ発行している「納入告知書」（以下、「納付書」といいます）について、新しい納付方法が追加されましたのでお知らせいたします。

従来の保険料の納付方法は“金融機関の窓口”と“口座振替”のみのお取扱いでしたが、令和4年4月分の保険料（令和4年5月31日納付期限）より ATMとネットバンキングによるお振込みがご利用できるようになります。

こちらに伴い、保険料の納付に関する取り扱いの詳細について下記をご覧ください。

記

1. ATM・インターネットバンキングでの納付について

令和4年4月分の保険料（令和4年5月31日納付期限）より ATM とインターネットバンキングを利用したお振込みが可能となります。取扱いに関する注意事項は以下の通りです。

- ① 必ず納付書の宛先である法人名義でお振込みの手続きをしてください。
- ② 振込手数料がかかる場合は、すべて振込人様負担となります。
- ③ 領収証書は発行されないため、振込明細書等と納付書は併せて大切に保管してください。

※ 従来の納付方法である金融機関の窓口にて保険料を納付する場合は、納付書に一部変更がありますが、引き続き納付書は切り離さずにご利用ください。

※ やむを得ない場合のみ、振込明細書等の写しを提出することを条件に ATM またはインターネットバンキングでの納付を受付しておりましたが、令和4年4月分の保険料（令和4年5月31日納付期限）より書類のご提出は必要なくなります。

2. 納付書のレイアウト変更

従来の納付書は、「領収済通知書」・「領収済銀行控」・「納入告知書兼領収証書」を発行しておりましたが、今回の取扱いの変更に伴い「領収済通知書」がなくなります。

そのため、令和4年4月分の保険料（令和4年5月31日納付期限）より「領収済銀行控」と「納入告知書兼領収証書」のみを発行いたしますが、引き続き納付書は切り離さずにご利用ください。

3. 納付方法別のメリット・デメリット

今後のお振込みの手続き方法をご検討されるうえで参考までにご参照ください。

	納付方法		
	金融機関の窓口	口座振替	ATM・インターネットバンキング
振込手数料	一部の金融機関※1以外 振込人様負担	振込手数料なし (当組合負担)	振込人様負担
納付証明書	金融機関より 領収証書を発行	当組合より 納入告知額通知書を発行	納付証明書発行なし
その他	毎月金融機関へ 納付書を持参する 必要があります。	口座振替※2を申し込む 手続きがあります。	納付証明書がない代わりに 振込明細書等と納付書を 保管する必要があります。

※1 一部の金融機関・・・令和4年4月15日現在、みずほ、三井住友、きらぼし、八十二銀行の窓口
でのお振込みに限り、振込手数料は銀行負担となります。

(振込手数料の取扱いが変わる可能性がありますのでご承知おきください。)

※2 口座振替・・・・・・・・・・口座振替に対応している金融機関は・・・

みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行

三菱UFJ銀行・きらぼし銀行・八十二銀行 …以上になります。

～当組合は以下の4点から口座振替による保険料納付を推奨しております～

◆ 保険料の納め忘れがない！

◆ 納付証明が発行されるため安心できる！

◆ 振込手数料がかからない！

◆ 口座振替の申請※後は納付手続きがない！

※ 口座振替の申請方法・・・

① 当組合へ口座振替を希望する申出をしてください。

専用用紙（口座振替依頼書3枚・口座振替申出書2枚）をお送りします。

② 預金口座をお持ちの銀行に「口座振替依頼書3枚」を渡し、確認印を押印してもらいます。

③ 銀行で押印してもらった「口座振替依頼書3枚」と事業所様で記入された「口座振替申出書2枚」を当組合へ送付してください。

④ 提出を確認しましたら、事業所様へ控えをお送りします。